

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2022年6月30日 |
| 【会社名】 | 株式会社 島津製作所 |
| 【英訳名】 | Shimadzu Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 社長 山本 靖 則 |
| 【本店の所在の場所】 | 京都市中京区西ノ京桑原町1番地 |
| 【電話番号】 | 京都(075)823局2361番 |
| 【事務連絡者氏名】 | 法務部長 山田 晃 代 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 京都市中京区西ノ京桑原町1番地 |
| 【電話番号】 | 京都(075)823局2361番 |
| 【事務連絡者氏名】 | 法務部長 山田 晃 代 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社島津製作所 東京支社 (東京都千代田区神田錦町1丁目3番地) |
| | 株式会社島津製作所 関西支店 (大阪市北区芝田1丁目1番4号 阪急ターミナルビル内) |
| | 株式会社島津製作所 名古屋支店 (名古屋市中村区那古野1丁目47番1号 名古屋国際センタービル内) |
| | 株式会社島津製作所 神戸支店 (神戸市中央区江戸町93 栄光ビル内) |
| | 株式会社島津製作所 横浜支店 (横浜市西区北幸2丁目8番29号 東武横浜第3ビル内) |
| | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第159期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金28円 総額 8,254,889,020円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の内容はつぎのとおりです。

(下線部は変更箇所)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) | [削 除] |
| 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 |
| [新 設] | (附則) |
| [新 設] | 1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 |

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、上田輝久、山本靖則、三浦泰夫、渡邊明、和田浩子、花井陳雄、中西義之および濱田奈巳の8氏を選任するものです。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として、岩本文男氏を選任するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、決議事項が可決されるための要件ならびに決議の結果

| 決議事項 | 賛成 | 反対 | 棄権 | 賛成比率 | 決議の結果 |
|----------------|------------|---------|-----|--------|-------|
| 第1号議案 | 2,578,110個 | 26,507個 | 20個 | 98.65% | 可決 |
| 第2号議案 | 2,603,794個 | 846個 | 20個 | 99.63% | 可決 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 上田 輝久 | 2,570,392個 | 34,243個 | 20個 | 98.35% | 可決 |
| 山本 靖則 | 2,582,163個 | 22,474個 | 20個 | 98.80% | 可決 |
| 三浦 泰夫 | 2,593,073個 | 11,565個 | 20個 | 99.22% | 可決 |
| 渡邊 明 | 2,593,259個 | 11,379個 | 20個 | 99.23% | 可決 |
| 和田 浩子 | 2,598,314個 | 6,324個 | 20個 | 99.42% | 可決 |
| 花井 陳雄 | 2,598,797個 | 5,841個 | 20個 | 99.44% | 可決 |
| 中西 義之 | 2,598,515個 | 6,123個 | 20個 | 99.43% | 可決 |
| 濱田 奈巳 | 2,603,385個 | 1,254個 | 20個 | 99.62% | 可決 |
| 第4号議案 岩本 文男 | 2,602,954個 | 1,687個 | 20個 | 99.60% | 可決 |

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案および第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

2. 賛成比率につきましては、本総会に出席した株主全員の議決権数(本総会前日までの事前行使分および当日出席の株主分)を分母とし、そのうち各議案について賛成を確認できた議決権数のみを分子として計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。